

役員等の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人大芽福祉会（以下「法人」という。）の定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、この法人の評議員、理事及び監事の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
- (2) 当法人の役員はすべて非常勤とし、常勤の役員は置かない。
- (3) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対して支給する報酬等は、役員等に対して、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、行政庁監査又は研修会（以下「会議等」という。）への出席に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。

- 2 監事には、前項のほか、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、理事で当法人施設職員を兼務し、職員給与を支給している場合においては本規定に基づく報酬等は支給しないものとする。但し、正規の勤務時間外に開催される会議等へ出席した場合は、報酬を支給する。

(報酬の額の決定)

第4条 評議員には、定款第八条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

- 2 全理事の報酬総額は、年間十五万円以内とする。
- 3 全監事の報酬総額は、年間十三万円以内とする。
- 4 役員等の報酬の額は、別表に定めるとおりとする。

(報酬の支給日)

第5条 役員等の報酬は、職務執行の当日に支払うものとする。ただし、当該日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、これらの日（連続するときは最後の日）の翌日に支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員等が、法人業務のため出張したときの旅費については、当法人旅費規程を準用する。

2 役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

- 1.この規程は平成29年6月15日(評議員会の議決日)から施行する。
- 2.この規定の施行により、平成28年3月16日施行の役員等報酬規定は廃止する。
- 3.この規程は令和3年4月1日から施行する。

別表 役員等の報酬の額（第4条第4項関係）

役職名	報 酬 の 額
評 議 員	会議等への出席の都度：1人一律五千円 定款第十三条第4項：1人一律三千円
理 事	会議等への出席の都度：1人一律 五千円 定款第二十七条第2項：1人一律 三千円
監 事	会議等への出席の都度：1人一律 一万円 定款第二十七条第2項：1人一律 五千円 監査の都度：1人一律：一万五千円